

兵庫県公報

令和元年12月27日 金曜日 第70号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課）	1
○ 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定の解除（復興支援課）	2
○ 第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	4
○ 平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成22年兵庫県告示第112号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成22年兵庫県告示第399号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	5
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	5
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	16
公 告	
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	16
企業庁公告	
○ 入札公告（猪名川広域水道事務所）	18
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（東播磨利水事務所）	25
○ 同 上（同）	28
○ 同 上（姫路利水事務所）	31
○ 同 上（同）	34
○ 同 上（同）	38
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	41
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消し等の届出	44

告 示

兵庫県告示第732号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の徴収金の収納事務を委託した。

令和元年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 収納受託者の所在地及び名称、委託した事務並びに委託期間

収納受託者の所在地及び名称	委託した事務	委託期間
岐阜市日置江1丁目58番地 株式会社電算システム	県税の収納事務の取りまとめ	令和2年1月1日から 令和5年1月31日まで
東京都品川区大崎1丁目11番2号 株式会社ローソン	収納受託者の直営店及び加盟店 における県税の収納事務	同 上

東京都港区芝浦三丁目8番地8 株式会社ファミリーマート	同 上	同 上
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	同 上	同 上
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	同 上	同 上
千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1 ミニストップ株式会社	同 上	同 上
広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	同 上	同 上
東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社	同 上	同 上
東京都港区一丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	同 上	同 上

2 収納の手続等

収納受託者は、県税の徴収金を収納したときは、納税者等に領収証書等を交付するものとする。
なお、その他の収納の方法については、県税徴収金収納事務委託に係る基本契約書等による。



兵庫県告示第733号

令和元年11月19日付け兵庫県告示第575号（被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定）により被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに定める世帯（長期避難世帯）に認定した次の地域内に居住していた世帯は、長期避難世帯でなくなった。

令和元年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 長期避難世帯でなくなった地域
神戸市須磨区車字宮ノ下438番地、440番地
- 2 長期避難世帯でなくなった日
令和元年12月10日



兵庫県告示第734号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を令和元年12月10日に次のとおり認可した。

令和元年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 漁業権者
名称 揖保川漁業協同組合
所在地 兵庫県宍粟市山崎町五十波1013
- 2 認可年月日
令和元年12月10日
- 3 漁業権番号
内共第7号
- 4 認可に係る変更の内容
第7条第1項の表を次のとおり改める。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	備考
あゆ	とも釣	1日3,500円 1年13,500円	
溪流魚 (あまご、にじます、 いわな)	手釣・竿釣 (ルアー、フライを含む。)	1日2,600円 1年7,200円	
ハエ類 (こい、ふな、うぐい、 おいかわ、よしのぼり、 すっぽん、てながえび)	竿釣 (よしのぼりはかご魚)	1日700円 1年2,600円	すっぽん漁は 竿釣りに限る
うなぎ	竿釣・手釣	1年2,000円	
もくずがに	餌付かご	1漁期1籠 1,200円	1人5籠まで
すじえび、ぬまえび てながえび	たも網漁	1日3,000円	

- 5 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日
令和2年1月1日から施行する。



兵庫県告示第735号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を令和元年12月10日に次のとおり認可した。

令和元年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 漁業権者
名称 岸田川漁業協同組合
所在地 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2143—10
- 2 認可年月日
令和元年12月10日
- 3 漁業権番号
内共第13号
- 4 認可に係る変更の内容
第8条第1項の表を次のとおり改める。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		1日	1年
全魚種	手釣・竿釣	3,000円	15,000円
あゆを除く魚種	手釣・竿釣	3,000円	10,000円
こい、ふな、うぐい、 おいかわ	手釣・竿釣	1,000円	3,000円
もくずがに	手釣・竿釣	3,000円	

遊漁券（年券）のデザインを次のとおり改める。



5 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日
令和2年1月1日から施行する。



兵庫県告示第736号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土万 I-2 (128010319)	宍粟市山崎町土万（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
大沢 I-2 (128010320)	宍粟市山崎町大沢（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1及び別図2は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第737号

平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

目神山(3)II（105000037）の項中別図37を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第738号

平成22年兵庫県告示第112号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

下町B II（128010243）の項中別図44、宇野(3) I（128010250）の項中別図51、大谷 f III（128010269）の項中別図70、大谷 C II（128010270）の項中別図71、宮ノ北 B II（128010296）の項中別図97、上ノ下 C II（128010302）の項中別図103、上ノ下 A II（128010303）の項中別図104、上ノ下 G II（128010304）の項中別図105、上ノ上 b

Ⅱ（128010312）の項中別図113、上ノ上BⅡ（128010313）の項中別図114、上牧谷川Ⅰ（228010178）の項中別図166を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第739号

平成22年兵庫県告示第399号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

大沢BⅡ（128010196）の項中別図1、大沢Ⅰ（128010195）の項中別図2、小河内Ⅰ（128010188）の項中別図9、小河内(2)Ⅰ（128010186）の項中別図11、塩山cⅢ（128010179）の項中別図18、土万(2)Ⅰ（128010173）の項中別図24、土万Ⅰ（128010166）の項中別図31、葛根HⅡ（128010153）の項中別図44、葛根BⅡ（128010149）の項中別図48、葛根DⅡ（128010143）の項中別図54、平萱谷Ⅰ（228010129）の項中別図136、立ゴモ川Ⅰ（228010127）の項中別図138、八重谷川Ⅰ（228010116）の項中別図149、西谷川Ⅰ（228010112）の項中別図153を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第740号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
豊楽園Ⅰ (105000002)	西宮市豊楽町（別図1のとおりに）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおりに
西平Ⅰ (105000003)	西宮市西平町（別図2のとおりに）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおりに
剣谷Ⅰ (105000014)	西宮市剣谷町（別図3のとおりに）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおりに
苦楽園(7)Ⅰ (105000016)	西宮市苦楽園四番町（別図4のとおりに）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおりに
苦楽園(1)Ⅰ (105000017)	西宮市苦楽園三番町（別図5のとおりに）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおりに
苦楽園(2)(2)Ⅰ (105000019)	西宮市苦楽園四番町（別図6のとおりに）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおりに
苦楽園(3)Ⅰ (105000022)	西宮市苦楽園三番町（別図7のとおりに）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおりに
樋之池Ⅰ (105000025)	西宮市樋之池町（別図8のとおりに）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおりに

甲山(3)Ⅱ (105000033)	西宮市甲山町(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
目神山(1)Ⅱ (105000034)	西宮市甲陽園目神山町(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
目神山(3)Ⅰ (105000035)	西宮市甲陽園目神山町(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
目神山(2)Ⅱ (105000036)	西宮市甲陽園目神山町(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
目神山(3)Ⅱ (105000037)	西宮市甲陽園目神山町(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
目神山(4)Ⅰ (105000038)	西宮市甲陽園目神山町(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
目神山(5)Ⅰ (105000039)	西宮市甲陽園目神山町(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
西山(1)Ⅰ (105000043)	西宮市甲陽園西山町(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
西山(1)Ⅱ (105000044)	西宮市甲陽園西山町(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
西山(2)Ⅰ (105000045)	西宮市甲陽園西山町(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
目神山(6)Ⅰ (105000046)	西宮市甲陽園目神山町(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
目神山(7)Ⅰ (105000047)	西宮市甲陽園目神山町(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
目神山(2)Ⅰ (105000048)	西宮市甲陽園目神山町(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
西山(3)Ⅰ (105000049)	西宮市甲陽園西山町(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
目神山(5)Ⅱ (105000052)	西宮市甲陽園目神山町(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
山王(2)Ⅰ (105000053)	西宮市甲陽園山王町(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
西山(3)Ⅱ (105000055)	西宮市甲陽園西山町(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
目神山(1)(1)Ⅰ (105000056)	西宮市甲陽園目神山町(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
東山(1)Ⅰ (105000057)	西宮市甲陽園東山町(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
東山(2)Ⅰ (105000058)	西宮市甲陽園東山町(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり

日ノ出 I (105000061)	西宮市甲陽園日ノ出町 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
新甲陽 II (105000063)	西宮市新甲陽町 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
五月ヶ丘(2) I (105000064)	西宮市五月ヶ丘 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
五月ヶ丘(1) I (105000065)	西宮市五月ヶ丘 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
奥畑 II (105000067)	西宮市奥畑 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
百合野 II (105000073)	西宮市仁川百合野町 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
百合野(1) I (105000074)	西宮市仁川百合野町 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
上ヶ原(3) I (105000075)	西宮市上ヶ原十番町 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
上ヶ原(4) I (105000077)	西宮市上ヶ原十番町 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
上ヶ原(1)(1) I (105000078)	西宮市上ヶ原七番町 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
高座 I (105000082)	西宮市高座町 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
愛宕山(1) I (105000084)	西宮市愛宕山 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
岡田山 I (105000085)	西宮市岡田山 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
上甲東園 I (105000086)	西宮市上甲東園四丁目 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
甲東園 I (105000087)	西宮市甲東園三丁目 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
目神山谷 I (205000010)	西宮市甲陽園目神山町 (別図44のとおり)	土石流	別図44のとおり

(別図1から別図44までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第741号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
老松 I (105000001)	西宮市老松町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

（別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所、西宮市役所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第742号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
葛根D II (128010143)	宍粟市山崎町葛根（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
葛根J II (128010144)	宍粟市山崎町葛根（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
土万C II (128010145)	宍粟市山崎町土万（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
葛根C II (128010146)	宍粟市山崎町葛根（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
葛根G II (128010147)	宍粟市山崎町葛根（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
葛根A II (128010148)	宍粟市山崎町葛根（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
葛根B II (128010149)	宍粟市山崎町葛根（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
葛根F II (128010151)	宍粟市山崎町葛根（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
土万J II (128010152)	宍粟市山崎町葛根（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
葛根H II (128010153)	宍粟市山崎町葛根（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
葛根L II (128010154)	宍粟市山崎町葛根（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
葛根K II (128010155)	宍粟市山崎町葛根（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

葛根 I (128010156)	宍粟市山崎町葛根 (別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
土万 I II (128010157)	宍粟市山崎町土万 (別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
土万 E II (128010158)	宍粟市山崎町土万 (別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
土万 H II (128010159)	宍粟市山崎町土万 (別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
土万 G II (128010160)	宍粟市山崎町土万 (別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
土万 (5) I (128010161)	宍粟市山崎町土万 (別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
土万 B II (128010162)	宍粟市山崎町土万 (別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
土万 I III (128010163)	宍粟市山崎町土万 (別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
葛根 E II (128010164)	宍粟市山崎町葛根 (別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
土万 h III (128010165)	宍粟市山崎町土万 (別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
土万 I (128010166)	宍粟市山崎町土万 (別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
土万 g III (128010169)	宍粟市山崎町土万 (別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
土万 a III (128010170)	宍粟市山崎町土万 (別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
土万 A II (128010171)	宍粟市山崎町土万 (別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
土万 D II (128010172)	宍粟市山崎町土万 (別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
土万 (2) I (128010173)	宍粟市山崎町土万 (別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
土万 j III (128010174)	宍粟市山崎町土万 (別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
土万 (3) I (128010175)	宍粟市山崎町土万 (別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
土万 k III (128010176)	宍粟市山崎町土万 (別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
塩山 C II (128010177)	宍粟市山崎町塩山 (別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり

塩山DⅡ (128010178)	宍粟市山崎町塩山（別図33 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
塩山cⅢ (128010179)	宍粟市山崎町塩山（別図34 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
塩山BⅡ (128010180)	宍粟市山崎町塩山（別図35 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
塩山aⅢ (128010182)	宍粟市山崎町塩山（別図36 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
塩山Ⅰ (128010183)	宍粟市山崎町塩山（別図37 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
万合AⅡ (128010184)	宍粟市山崎町大沢（別図38 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
小河内BⅡ (128010185)	宍粟市山崎町大沢（別図39 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
小河内(2)Ⅰ (128010186)	宍粟市山崎町大沢（別図40 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
小河内AⅡ (128010187)	宍粟市山崎町大沢（別図41 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
小河内Ⅰ (128010188)	宍粟市山崎町大沢（別図42 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
大沢DⅡ (128010189)	宍粟市山崎町大沢（別図43 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
大沢AⅡ (128010190)	宍粟市山崎町大沢（別図44 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
大沢CⅡ (128010191)	宍粟市山崎町大沢（別図45 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
大沢(3)Ⅰ (128010192)	宍粟市山崎町大沢（別図46 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
大沢(2)Ⅰ (128010193)	宍粟市山崎町大沢（別図47 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
大沢bⅢ (128010194)	宍粟市山崎町大沢（別図48 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
大沢Ⅰ (128010195)	宍粟市山崎町大沢（別図49 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
大沢BⅡ (128010196)	宍粟市山崎町大沢（別図50 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
生谷AⅡ (128010233)	宍粟市山崎町生谷（別図51 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
横須(2)Ⅰ (128010234)	宍粟市山崎町生谷（別図52 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり

横須 a III (128010235)	宍粟市山崎町下町 (別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
下町A II (128010236)	宍粟市山崎町下町 (別図54 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
下町E II (128010237)	宍粟市山崎町下町 (別図55 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
下町(2) I (128010238)	宍粟市山崎町下町 (別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
下町 a III (128010239)	宍粟市山崎町下町 (別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
下町D II (128010240)	宍粟市山崎町下町 (別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
下町(1) I (128010241)	宍粟市山崎町下町 (別図59 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
下町C II (128010242)	宍粟市山崎町下町 (別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
下町B II (128010243)	宍粟市山崎町下町 (別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
下牧谷 b III (128010244)	宍粟市山崎町宇野 (別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
下牧谷 a III (128010245)	宍粟市山崎町宇野 (別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
宇野A II (128010246)	宍粟市山崎町宇野 (別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
宇野 c III (128010247)	宍粟市山崎町宇野 (別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
宇野C II (128010248)	宍粟市山崎町宇野 (別図66 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
宇野B II (128010249)	宍粟市山崎町宇野 (別図67 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
宇野(3) I (128010250)	宍粟市山崎町宇野 (別図68 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
宇野 b III (128010251)	宍粟市山崎町宇野 (別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
宇野(2) I (128010252)	宍粟市山崎町宇野 (別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
片山 I (128010254)	宍粟市山崎町片山 (別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
片山 a III (128010255)	宍粟市山崎町片山 (別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり

片山AⅡ (128010256)	宍粟市山崎町片山（別図73のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
上牧谷DⅡ (128010257)	宍粟市山崎町上牧谷（別図74のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
上牧谷bⅢ (128010258)	宍粟市山崎町上牧谷（別図75のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
上牧谷BⅡ (128010259)	宍粟市山崎町上牧谷（別図76のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
上牧谷I (128010260)	宍粟市山崎町上牧谷（別図77のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
上牧谷dⅢ (128010261)	宍粟市山崎町上牧谷（別図78のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
上牧谷cⅢ (128010262)	宍粟市山崎町上牧谷（別図79のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
中野fⅡ (128010263)	宍粟市山崎町上牧谷（別図80のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
上牧谷(1)Ⅰ (128010264)	宍粟市山崎町上牧谷（別図81のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
上牧谷CⅡ (128010265)	宍粟市山崎町上牧谷（別図82のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
上牧谷aⅢ (128010266)	宍粟市山崎町上牧谷（別図83のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
上牧谷AⅡ (128010267)	宍粟市山崎町上牧谷（別図84のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
東下野bⅢ (128010268)	宍粟市山崎町上牧谷（別図85のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
大谷fⅢ (128010269)	宍粟市山崎町大谷（別図86のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
大谷CⅡ (128010270)	宍粟市山崎町大谷（別図87のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
大谷AⅡ (128010271)	宍粟市山崎町大谷（別図88のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
大谷dⅢ (128010272)	宍粟市山崎町大谷（別図89のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
大谷BⅡ (128010273)	宍粟市山崎町大谷（別図90のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
大谷bⅢ (128010274)	宍粟市山崎町大谷（別図91のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
上牧谷(2)Ⅰ (128010275)	宍粟市山崎町東下野（別図92のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり

東下野(2)Ⅰ (128010276)	宍粟市山崎町東下野(別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
東下野Ⅰ (128010277)	宍粟市山崎町東下野(別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
東下野dⅢ (128010278)	宍粟市山崎町東下野(別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
東下野cⅢ (128010279)	宍粟市山崎町東下野(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
中野cⅢ (128010280)	宍粟市山崎町中野(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
中野aⅢ (128010281)	宍粟市山崎町中野(別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
中野AⅡ (128010282)	宍粟市山崎町中野(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
中野BⅡ (128010283)	宍粟市山崎町中野(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
中野dⅢ (128010284)	宍粟市山崎町中野(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
宮ノ元BⅡ (128010285)	宍粟市山崎町中野(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
宮ノ元(2)Ⅰ (128010286)	宍粟市山崎町中野(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
宮ノ元Ⅰ (128010287)	宍粟市山崎町中野(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
中野Ⅰ (128010288)	宍粟市山崎町中野(別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
久住aⅢ (128010289)	宍粟市山崎町中野(別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
久住AⅡ (128010290)	宍粟市山崎町中野(別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
中野bⅢ (128010291)	宍粟市山崎町中野(別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
久住Ⅰ (128010292)	宍粟市山崎町中野(別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
宮ノ元bⅢ (128010293)	宍粟市山崎町中野(別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
宮ノ元AⅡ (128010294)	宍粟市山崎町中野(別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
宮ノ北AⅡ (128010295)	宍粟市山崎町上ノ(別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり

宮ノ北BⅡ (128010296)	宍粟市山崎町上ノ(別図113 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
上ノ下DⅡ (128010297)	宍粟市山崎町上ノ(別図114 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
宮ノ北aⅢ (128010299)	宍粟市山崎町上ノ(別図115 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
上ノ下HⅡ (128010300)	宍粟市山崎町上ノ(別図116 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
上ノ下BⅡ (128010301)	宍粟市山崎町上ノ(別図117 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
上ノ下CⅡ (128010302)	宍粟市山崎町上ノ(別図118 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
上ノ下AⅡ (128010303)	宍粟市山崎町上ノ(別図119 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
上ノ下GⅡ (128010304)	宍粟市山崎町上ノ(別図120 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
上ノ下bⅢ (128010305)	宍粟市山崎町上ノ(別図121 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
山崎(3)Ⅰ (128010306)	宍粟市山崎町上ノ(別図122 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
上ノ上dⅢ (128010308)	宍粟市山崎町上ノ(別図123 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり
上ノ上FⅡ (128010309)	宍粟市山崎町上ノ(別図124 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
上ノ上CⅡ (128010310)	宍粟市山崎町上ノ(別図125 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
上ノ上AⅡ (128010311)	宍粟市山崎町上ノ(別図126 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
上ノ上bⅡ (128010312)	宍粟市山崎町上ノ(別図127 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
上ノ上BⅡ (128010313)	宍粟市山崎町上ノ(別図128 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
山崎(4)Ⅰ (128010314)	宍粟市山崎町上ノ(別図129 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図129のとおり
野ノ隅原dⅢ (128010315)	宍粟市山崎町上ノ(別図130 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図130のとおり
野ノ隅原bⅢ (128010316)	宍粟市山崎町上ノ(別図131 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図131のとおり
野ノ隅原aⅢ (128010317)	宍粟市山崎町上ノ(別図132 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図132のとおり

小茅野AⅡ (128010318)	宍粟市山崎町小茅野（別図133のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図133のとおり
南山Ⅱ (228010110)	宍粟市山崎町葛根（別図134のとおり）	土石流	別図134のとおり
フサン谷川Ⅱ (228010111)	宍粟市山崎町葛根（別図135のとおり）	土石流	別図135のとおり
西谷川Ⅰ (228010112)	宍粟市山崎町葛根（別図136のとおり）	土石流	別図136のとおり
市場Ⅱ (228010114)	宍粟市山崎町土万（別図137のとおり）	土石流	別図137のとおり
八重谷川Ⅰ (228010116)	宍粟市山崎町土万（別図138のとおり）	土石流	別図138のとおり
今出川Ⅰ (228010121)	宍粟市山崎町土万（別図139のとおり）	土石流	別図139のとおり
加トⅡ (228010122)	宍粟市山崎町土万（別図140のとおり）	土石流	別図140のとおり
神子谷川Ⅱ (228010123)	宍粟市山崎町塩山（別図141のとおり）	土石流	別図141のとおり
立ゴモⅡ (228010126)	宍粟市山崎町大沢（別図142のとおり）	土石流	別図142のとおり
立ゴモ川Ⅰ (228010127)	宍粟市山崎町大沢（別図143のとおり）	土石流	別図143のとおり
小河内川Ⅰ (228010128)	宍粟市山崎町大沢（別図144のとおり）	土石流	別図144のとおり
平萱谷Ⅰ (228010129)	宍粟市山崎町大沢（別図145のとおり）	土石流	別図145のとおり
与泰寺川Ⅰ (228010158)	宍粟市山崎町下町（別図146のとおり）	土石流	別図146のとおり
コニケ谷Ⅱ (228010164)	宍粟市山崎町下町（別図147のとおり）	土石流	別図147のとおり
山才Ⅱ (228010170)	宍粟市山崎町宇野（別図148のとおり）	土石流	別図148のとおり
下牧谷川Ⅰ (228010171)	宍粟市山崎町下牧谷（別図149のとおり）	土石流	別図149のとおり
せんざい川Ⅰ (228010172)	宍粟市山崎町下牧谷（別図150のとおり）	土石流	別図150のとおり
上牧谷川Ⅰ (228010178)	宍粟市山崎町上牧谷（別図151のとおり）	土石流	別図151のとおり
藤ケタワ川Ⅰ (228010182)	宍粟市山崎町上牧谷（別図152のとおり）	土石流	別図152のとおり

久保川Ⅱ (228010187)	宍粟市山崎町東下野（別図153のとおり）	土石流	別図153のとおり
紙屋Ⅰ (228010193)	宍粟市山崎町中野（別図154のとおり）	土石流	別図154のとおり
イブロ谷川Ⅱ (228010194)	宍粟市山崎町中野（別図155のとおり）	土石流	別図155のとおり
木地屋川Ⅰ (228010196)	宍粟市山崎町上ノ（別図156のとおり）	土石流	別図156のとおり
平野Ⅱ (228010198)	宍粟市山崎町上ノ（別図157のとおり）	土石流	別図157のとおり
小部Ⅰ (228010199)	宍粟市山崎町上ノ（別図158のとおり）	土石流	別図158のとおり
明延川(1)Ⅰ (228010203)	宍粟市山崎町上ノ（別図159のとおり）	土石流	別図159のとおり
明延川(2)Ⅰ (228010204)	宍粟市山崎町上ノ（別図160のとおり）	土石流	別図160のとおり
河原山川Ⅱ (228010205)	宍粟市山崎町上ノ（別図161のとおり）	土石流	別図161のとおり
出合川(3)Ⅰ (228010208)	宍粟市山崎町小茅野（別図162のとおり）	土石流	別図162のとおり
出合川(5)Ⅰ (228010210)	宍粟市山崎町小茅野（別図163のとおり）	土石流	別図163のとおり

（別図 1 から別図163までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第743号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民センター長から報告があった。

令和元年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
令和2年1月24日（金）午後2時から午後3時まで
- 2 場所
神戸市長田区浪松町3丁目2番5号 兵庫県西神戸庁舎（仮設）2階会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 東神ライフ
代表者氏名 原 政 弘
事務所所在地 神戸市須磨区西落合5丁目11-6
免許番号 兵庫県知事(1)第11840号
免許年月日 平成28年8月12日

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を令和元年12月27日から次のとおり変更する。

令和元年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海に面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型機船底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ、かき等の養殖業が営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごやしらすの生産量の変動に大きく影響されるものの4万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類は減少傾向にある。

冬季の風浪が厳しく、浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心に、10トン未満の小型船によるいか釣りや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。平成10年以降、漁業生産量は1万7千トン前後で推移していたが、平成21年以降は1万3千トン台となった。一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量は1千トンを上回り、べにずわいがにの生産量も安定しているが、全体の生産量は減少傾向にあり、特にするめいかなどのいか類の生産量が減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

なお、くろまぐろについては別に定める。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成31年又は令和元年の知事管理量は次のとおりである。なお、まいわし及びするめいかについては資源に対する漁獲圧が小さいことから、数量を明示しない。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成31年1月から令和元年12月まで	若干
まいわし	平成31年1月から令和元年12月まで	
まさば及びごまさば	令和元年7月から令和2年6月まで	若干
するめいか	平成31年4月から令和2年3月まで	

(2) 第1種特定海洋生物資源の令和2年の知事管理量は次のとおりである。なお、まいわしについては資源に対する漁獲圧が小さいことから、数量を明示しない。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	令和2年1月から令和2年12月まで	若干
まいわし	令和2年1月から令和2年12月まで	
まさば及びごまさば	令和2年7月から令和3年6月まで	(注釈)
するめいか	令和2年4月から令和3年3月まで	(注釈)

(注釈) まさば及びごまさば並びにするめいかについては、管理の対象となる期間が開始するまでに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかの関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いか釣漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の令和2年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚 種	採捕の種類	海 域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	令和2年5月6日から 令和2年6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	令和2年4月20日から 令和2年6月15日まで	3,140

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。

(3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。

(4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。

企 業 庁 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年12月27日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 椋 田 健 治

1 調達内容

(1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所多田浄水場で使用する電気

予定使用電力量 15,596,000キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)まで

(4) 履行場所

川西市多田院字巖険6-3 多田浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和元年12月27日(金)から令和2年2月5日(水)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所

〒666-0126 川西市多田院字巖険6-3
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所
電話 (072) 799-2071

4 入札説明書及び誓約書の交付

(1) 交付期間

令和元年12月27日(金)から令和2年1月17日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 鳥井
電話 (078) 341-7711 内線5444

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和元年12月28日(土)から令和2年1月17日(金)まで(持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和2年2月6日(木)午前10時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室 (神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和2年2月5日(水)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年2月5日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国(公社、公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和2年1月17日(金)午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和2年4月1日(水))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年12月27日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 椋田 健治

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所三田浄水場で使用する電気
予定使用電力量 8,103,000キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所
三田市西野上字上通り152番地 三田浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間
令和元年12月27日(金)から令和2年2月5日(水)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 閲覧場所
〒666-0126 川西市多田院字巖陰6-3
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所
電話(072)799-2071

4 入札説明書及び誓約書の交付

- (1) 交付期間
令和元年12月27日(金)から令和2年1月17日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 鳥井
電話(078)341-7711 内線5444

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和元年12月28日（土）から令和2年1月17日（金）まで（持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和2年2月6日（木）午前11時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和2年2月5日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年2月5日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和2年1月17日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和2年4月1日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kenji Mukuda, Director of Inagawa Waterworks Office, Public Enterprises Agency,
Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 8,103,000kWh/1 year

(3) Delivery period: From April 1, 2020 to March 31, 2021

(4) Delivery place:

Hokusetsu Waterworks Office (Sanda Water Purification Plant)

兵庫県企業庁東播磨利水事務所

電話 (078) 965-2050

4 入札説明書及び誓約書の交付

(1) 交付期間

令和元年12月27日（金）から令和2年1月17日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁水道課 担当 鳥井

電話 (078) 341-7711 内線5444

5 入札参加の手續

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和元年12月28日（土）から令和2年1月17日（金）まで（持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

6 入札手續等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和2年2月6日（木）午後1時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和2年2月5日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年2月5日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和2年1月17日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ

た場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までには納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和2年4月1日(水))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

ること。

- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和元年12月27日（金）から令和2年2月5日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所

〒651-2313 神戸市西区神出町田井3-1
兵庫県企業庁東播磨利水事務所
電話（078）965-2050

4 入札説明書及び誓約書の交付

(1) 交付期間

令和元年12月27日（金）から令和2年1月17日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 鳥井
電話（078）341-7711 内線5444

5 入札参加の手續

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和元年12月28日（土）から令和2年1月17日（金）まで（持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

6 入札手續等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和2年2月6日（木）午後2時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和2年2月5日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年2月5日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和2年1月17日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和2年4月1日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことによ

り落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

- (9) 契約書の作成の要否
要

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) 問合せ先
前記 3 (2) 又は 4 (2) に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Haruo Iwatani, Director of Higashi-Harima Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required:
Supply of electric power, 4,454,000kWh/1 year
- (3) Delivery period: From April 1, 2020 to March 31, 2021
- (4) Delivery place:
Kakogawa River Industrial Waterworks Office
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 January 17, 2020
- (6) Deadline for tender:
14:00 February 6, 2020 by direct delivery
17:00 February 5, 2020 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Torii, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
Tel (078)341-7711 extension 5444



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年12月27日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 宮本 健一郎

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県企業庁姫路利水事務所船津浄水場で使用する電気
予定使用電力量 12,414,000キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所
姫路市船津町字平田4552-1 船津浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
 - (3) 一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
令和元年12月27日（金）から令和2年2月5日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 閲覧場所
〒679-2101 姫路市船津町字平田4552-1
兵庫県企業庁姫路利水事務所
電話（079）232-5881
- 4 入札説明書及び誓約書の交付
- (1) 交付期間
令和元年12月27日（金）から令和2年1月17日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 鳥井
電話（078）341-7711 内線5444
- 5 入札参加の手続
この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間
令和元年12月28日（土）から令和2年1月17日（金）まで（持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 提出場所
前記4(2)に同じ。
- 6 入札手続等
- (1) 入札・開札の日時及び場所
日時 令和2年2月6日（木）午後3時から
場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
 - (2) 入札の方法
上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和2年2月5日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
 - (3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年2月5日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和2年1月17日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和2年4月1日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のし

兵庫県企業庁姫路利水事務所市川工業用水道管理所で使用する電気

予定使用電力量 3,278,000キロワット時／年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)まで

(4) 履行場所

姫路市飾磨区妻鹿字甲の甲ヶ山394-13 市川工業用水道管理所

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。

(3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和元年12月27日(金)から令和2年2月5日(水)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所

〒679-2101 姫路市船津町字平田4552-1
兵庫県企業庁姫路利水事務所
電話 (079) 232-5881

4 入札説明書及び誓約書の交付

(1) 交付期間

令和元年12月27日(金)から令和2年1月17日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 鳥井
電話 (078) 341-7711 内線5444

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和元年12月28日(土)から令和2年1月17日(金)まで(持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和2年2月6日（木）午後4時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和2年2月5日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年2月5日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和2年1月17日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和2年4月1日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kenichirou Miyamoto, Director of Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,278,000kWh/1 year

(3) Delivery period: From April 1, 2020 to March 31, 2021

(4) Delivery place:

Ichikawa River Industrial Waterworks Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 January 17, 2020

(6) Deadline for tender:

16:00 February 6, 2020 by direct delivery

17:00 February 5, 2020 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr.Torii, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
Tel (078)341-7711 extension 5444



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年12月27日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 宮本 健一郎

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県企業庁姫路利水事務所揖保川工業用水道管理所で使用する電気
予定使用電力量 2,156,000キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所
姫路市余部区上川原字久保156-1 揖保川工業用水道管理所

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間
令和元年12月27日(金)から令和2年2月5日(水)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 閲覧場所
〒679-2101 姫路市船津町字平田4552-1
兵庫県企業庁姫路利水事務所
電話 (079) 232-5881

4 入札説明書及び誓約書の交付

- (1) 交付期間
令和元年12月27日(金)から令和2年1月17日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 鳥井
電話 (078) 341-7711 内線5444

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和元年12月28日（土）から令和2年1月17日（金）まで（持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和2年2月6日（木）午後4時30分から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和2年2月5日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年2月5日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和2年1月17日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和2年4月1日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kenichirou Miyamoto, Director of Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

- (2) Nature and quantity of the services to be required:
Supply of electric power, 2,156,000kWh/1 year
- (3) Delivery period: From April 1, 2020 to March 31, 2021
- (4) Delivery place:
Ichikawa River Industrial Waterworks Office
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 January 17, 2020
- (6) Deadline for tender:
16:30 February 6, 2020 by direct delivery
17:00 February 5, 2020 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr.Torii, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
Tel (078)341-7711 extension 5444

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

令和元年12月27日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

1 政治団体の設立の届出

(1) 政党の支部

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	届出年月日
立憲民主党兵庫県第4区総支部	飯田 真 緒	飯田 和 敏	神戸市中央区下山手通4-6-10 成発モリハイツ201号	衆議院議員	令和元年10月3日

イ 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
NHKから国民を守る党兵庫県尼崎市支部	武原 正 二	武原 正 二	尼崎市栗山町2丁目22番15-101号	令和元年10月9日
NHKから国民を守る党兵庫県川西市支部	中 曾 千鶴子	中 曾 千鶴子	川西市新田3丁目21番11号	令和元年10月9日
NHKから国民を守る党兵庫県西宮市支部	河 本 圭 司	河 本 圭 司	西宮市高須町1丁目1番1-820号	令和元年10月9日
自由民主党兵庫県神戸市垂水区第三支部	岡 田 裕 二	柏 木 克 己	神戸市垂水区舞子坂3-18-20	令和元年9月5日

(2) その他の政治団体

ア 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	届出年月日
今、明日、未来の会	飯田真緒	飯田和敏	神戸市西区前開南町2-12-15 ルームズ学園北町507号室	衆議院議員	飯田真緒、 衆議院議員	令和元年10月24日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小山ゆうみ後援会	前田勝義	梶谷慎一郎	加古郡稲美町中一色108-10	令和元年9月3日
世界市民ファーストの会	上森三郎	田中孝子	神戸市灘区桜口町4丁目1-1-401	令和元年10月16日
光本けいすけ後援会	光本圭佑	光本圭佑	尼崎市武庫之荘1-7-2	令和元年9月18日
みんなでつくる尼崎	迫田敬一	福田惇	尼崎市武庫之荘7丁目26番8号 サンパレス21武庫之荘Ⅲ301号	令和元年9月24日

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
公明党参議院兵庫選挙区第2総支部	高橋光男	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区多聞通3-3-16-1102	令和元年9月1日
			旧	神戸市東灘区本山中町4-8-8-302	
公明党中央神戸総支部	越田浩矢	主たる事務所の所在地	新	神戸市長田区水笠通3-1-1-1003	令和元年10月24日
			旧	神戸市兵庫区会下山町2-14-4	
		代表者の氏名	新	越田浩矢	
			旧	松田一成	
自由民主党兵庫県林業政治連盟支部	石堂則本	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区北長狭通5丁目5番18号 兵庫県林業会議内	令和元年9月27日
			旧	神戸市中央区花隈町12番6号 第三大知ビル6階	
	伍々博一	代表者の氏名	新	伍々博一	令和元年12月12日
			旧	石堂則本	
立憲民主党兵庫県第4区総支部	飯田真緒	主たる事務所の所在地	新	神戸市西区前開南町2-12-15 ルームズ学園北町507号室	令和元年10月24日
			旧	神戸市中央区下山手通4-6-10 成発モリハイツ201号	

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
IHI労働組合連 合会相生政治活動 委員会	三輪明洋	会計責任者 の氏名	新	薦田弘幸	令和元年10月15日
			旧	祐延和広	
愛する郷土赤穂の 会	大菅喜征	主たる事務所 の所在地	新	赤穂市加里屋中洲3丁目6番地	令和元年10月15日
			旧	赤穂市加里屋中洲4丁目42番地	
明日の須磨を創る 会	小巻建一	代表者の氏名	新	小巻建一	令和元年6月7日
			旧	崎元祐治	
おおやま和明後援 会	田中功	代表者の氏名	新	田中功	令和元年9月11日
			旧	大山和明	
川崎重工労働組合 連合会政治活動委 員会	濱田圭	代表者の氏名	新	濱田圭	令和元年9月21日
			旧	森岡祥浩	
		会計責任者 の氏名	新	片山勇輝	
			旧	赤井倫大	
川重グループ労働 組合連合会政策実 現推進委員会	濱田圭	代表者の氏名	新	濱田圭	令和元年10月5日
			旧	森岡祥浩	
		会計責任者 の氏名	新	片山勇輝	
			旧	赤井倫大	
近畿税理士政治連 盟兵庫県第2支部 連合会	藤本晃	主たる事務所 の所在地	新	明石市大明石町1丁目6番17号 伊藤ビル5階	令和元年9月4日
			旧	明石市相生町2丁目9番7号 白鯨会館ビル303	
		代表者の氏名	新	藤本晃	
			旧	北村光子	
神戸製鋼所労働組 合神戸支部政治活 動委員会	山口康志	代表者の氏名	新	山口康志	令和元年9月6日
			旧	多田雅史	
		会計責任者 の氏名	新	大木裕一	
			旧	吉村健吾	
神鋼連合政策実現 を推進する会	吉田仁志	会計責任者 の氏名	新	前田悠士	令和元年9月19日
			旧	大木裕一	
神鋼労組政策実現 を推進する会	石上雅祥	会計責任者 の氏名	新	前田悠士	令和元年9月19日
			旧	大木裕一	
全国小売酒販政治 連盟兵庫県支部	三橋敏弘	主たる事務所 の所在地	新	神戸市中央区下山手通7丁目5 -3-101	令和元年6月7日
			旧	神戸市中央区花隈町28番14号 兵庫県遺族会館内202号室	
		会計責任者 の氏名	新	矢倉雅男	
			旧	木下仁一郎	
全国林業政治連盟 兵庫県支部	中尾正文	代表者の氏名	新	中尾正文	令和元年10月2日
			旧	石堂則本	
谷口進一後援会	谷垣昌三	代表者の氏名	新	谷垣昌三	令和元年10月3日
			旧	松下恒雄	
デンソーテン労働 組合政策活動委員 会	濱岡弘文	代表者の氏名	新	濱岡弘文	令和元年9月4日
			旧	田坂博人	
		会計責任者 の氏名	新	滝直樹	
			旧	宇之木智	

光本けいすけ後援会	光本圭佑	代表者の氏名	新	光本圭佑	令和元年9月15日
			旧	清水貴司	
		会計責任者の氏名	新	光本圭佑	
			旧	宗宮朋之	
宮本かずなり後援会	宮本一成	政治団体の名称	新	宮本かずなり後援会	令和元年9月24日
			旧	宮本かずなりと共にあゆむ会	

3 政治団体の解散の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党兵庫県西宮市第四支部	吉岡政和	令和元年9月30日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
明日の小野市を考える会	河島信行	令和元年8月31日
明日の三田をつくる会	多宮健二	令和元年9月16日
明日の須磨を創る会	小巻建一	令和元年8月30日
石見利勝後援会	石見利勝	令和元年8月31日
おくの尚美をはげます会	掛水須美枝	令和元年10月9日
輝くさんだ創生の会	竹花庄美	令和元年10月1日
加西市をもっと良くする会	後藤利勝	令和元年8月30日
さきもと祐治後援会	小巻建一	令和元年8月30日
椎屋邦隆後援会	本岡光義	令和元年10月1日
尚美会	奥野尚美	令和元年10月9日
高橋みつお後援会	赤松正雄	令和元年10月11日
発展！ふるさと加西	西村衛	令和元年9月30日
平野昌司後援会	平野昌司	令和元年9月30日
光本けいすけ後援会	光本圭佑	令和元年9月15日



兵庫県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動、指定の取消し及び資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和元年12月27日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂則本

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日

飯田 真緒	衆議院議員	今、明日、未来の会	神戸市西区前開南町2-1 2-15 ルームズ学園北町 507号室	令和元年10月24日
平野 達司	神戸市議会議員	平野達司後援会	神戸市兵庫区東山町2-8 -61	令和元年9月24日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		異動年月日
北野 実	北野実後援会	公職の種類	新	兵庫県議会議員	平成31年3月1日
			旧	姫路市議会議員	
宮本 一成	宮本かずなり後援会	政治団体の名称	新	宮本かずなり後援会	令和元年9月24日
			旧	宮本かずなりと共にあゆむ会	

3 資金管理団体の指定の取消し等の届出

(1) 法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
石見 利勝	石見利勝後援会	令和元年8月31日
奥野 尚美	尚美会	令和元年10月9日
西村 衛	発展！ふるさと加西	令和元年10月3日
平野 昌司	平野昌司後援会	令和元年9月30日

(2) 法第19条第3項第2号による資金管理団体でなくなった旨の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
小巻 建一	明日の須磨を創る会	令和元年6月7日